

Q2 どうして岩手県の災害廃棄物を受け入れることになったの？

A2

- 岩手県における災害廃棄物の広域処理への協力については、平成23年8月に同県から沿岸北部地域の災害廃棄物の受入れについて打診があり、同年10月5日に、文書により正式に要請がありました。
- 岩手県が策定した当初の処理計画によれば、沿岸北部地域において広域処理が必要な量は約13万トンあり、その内訳は下表のとおりでした。
- 平成24年1月30日に大仙市が宮古市の可燃系混合物5千2百トンの受入れを表明したことにより、本県での受入量（岩手県からの要請量）は最大で約13万5千トンとなりました。
- その後、2月7日に岩手県との間で「災害廃棄物の処理に関する基本協定」、3月8日には同協定に基づく覚書（※）を締結し、腐敗による悪臭や病害虫、火災の発生などの弊害をもたらす可燃系混合物を優先的に処理していくこととなりました。

平成24年3月時点での岩手県からの広域処理要請量

〔単位：トン〕

	柱材・角材(木くず)	可燃系混合物 (可燃物)	不燃系混合物 (不燃物)
洋野町	2,400	—	900
久慈市	9,800	7,900	28,600
野田村	18,700	<u>21,100</u>	<u>35,400</u>
普代村	3,900	—	1,400
宮古市	—	<u>5,200</u>	—
小計	34,800	34,200	66,300
合計	135,300		

※「災害廃棄物の処理に関する覚書」に基づき下線分（61,700トン）について優先的に処理

- 岩手県における災害廃棄物の発生量は、全体で525万トンと推計され、同県では、できる限り県内処理や再生利用を行うこととしていますが、それでもなお、約30万トンについては広域処理を必要としています（H25年5月「岩手県災害廃棄物処理詳細計画第二次（平成25年度）改訂版」）。